

## 大阪高裁(山下郁夫裁判長) による

### 大飯原発差止仮処分・抗告審の棄却決定を弾劾する

2020年1月30日

福井から原発を止める裁判の会

2020年1月30日、大阪高裁において山下郁夫裁判長は、大飯原発3・4号機の運転差し止めを求めてたたかわれていた仮処分裁判において、申立人の抗告を棄却するという決定を下した。大阪地裁に続いて大飯原発の再稼働と運転を認める決定であり、私たち「福井から原発を止める裁判の会」は、心からの怒りをもって本決定を弾劾するとともに、関電による「逆切れ」嫌がらせ訴訟のリスクも承知のうえで単身、この裁判の債権者としての重責を担われてきた申立人のご決意とご苦勞に心より感謝申し上げたい。

この仮処分は、ある意味では、私たちが福井地裁、名古屋高裁金沢支部においてたたかった大飯原発差止訴訟の「延長戦」ともいえる裁判であった。私たちの裁判では、福井地裁での差止判決（樋口裁判長）を勝ち取り、金沢での控訴審では原子力規制委員会・元委員長代理の島崎邦彦氏が宣誓して法廷に立ち、大飯原発の基準地震動の計算が過小評価になっている、というまさに決定的な証言を行った。普通に考えて私たちの勝訴しかあり得ない展開であった。それにもかかわらず、名古屋高裁金沢支部・内藤裁判長は真実に目を閉じ、傍聴席からの抗議に耳をふさぎ、おどおどとした早口で福井地裁判決をひっくり返すと逃げるように法廷を後にしたのである。

大阪で提訴された仮処分は、この裁判において争われた数多くの争点の中から「島崎証言」のほぼ一点に論点を絞り、大飯原発の運転差し止めを求めたものである。まさに当該原発の耐震性審査の中核を担った規制委の専門家から「過小評価」との意見が出ているなら、当面、運転を中止して安全性を確認せよ、という至極当たり前の主張を展開したに過ぎない。

ところが大阪地裁、高裁はともにこの申し立てを認めず、関電側の主張に全面的に沿う内容で原発の運転を認めた。「原子力規制委員会の判断が合理性を欠き、そのことにより本件原発が安全性を欠くと認めることはできず、抗告人の主張する本件原発の運転差止請求権について疎明があるとはいえない」と、地震の「じ」の字もわからない「素人」のはずの山下裁判長が、島崎氏を含む日本の地震学の権威たちの主張を一刀両断に切り捨てたのである。少なくとも先日の広島高裁・伊方原発差止仮処分決定にみられるような、科学的思考に対する信頼と敬意を踏まえた普通の判決や決定を書こうという気がありさえすれば、結論は真逆のものとなったであろう。もはやこれは単なる司法の責任放棄というのみならず、科学的思考そのものの放棄ともいえる暴挙である。

しかし、先日の伊方差し止め決定にみられたように、多くの原告や申立人、代理人のたたかいに応え、未だ全国の裁判所でごく当たり前の司法の責任と科学への敬意をふまえた判決を書こうとしている裁判官もいる。私たちはこの不当決定に屈することなく、今後とも全国の裁判と連帯して、福井から原発を止めていくたたかいを続けていく所存である。